

岡山県立自然公園条例施行規則（昭和48年6月30日岡山県規則第46号）

改正 昭和49年4月26日規則第 35号
平成4年5月1日規則第 22号
平成10年3月31日規則第 26号
平成12年3月21日規則第 22号
平成12年12月22日規則第140号
平成13年3月23日規則第 21号
平成13年10月9日規則第 92号
平成14年3月19日規則第 20号
平成14年8月6日規則第 90号
平成15年5月27日規則第 72号
平成17年3月22日規則第 42号
平成17年4月1日規則第 84号
平成23年3月16日規則第 9号

（趣旨）

第一条 岡山県立自然公園条例（昭和四十八年岡山県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項は、条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（公園事業の対象となる施設の種類）

第二条 条例第二条第二号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として県立自然公園（以下「自然公園」という。）の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 防火施設及び砂防施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

（規則で定めるその他の公共団体）

第三条 条例第九条第二項に規定する規則で定めるその他の公共団体は、地方公共団体の組合とする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第四条 条例第九条第二項又は第三項の規定による公園事業の執行の同意又は認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

2 条例第九条第四項の規定による公園事業の執行の同意を得ようとする者は公園事業執行協議書（様式第一号）を、同項の規定による公園事業の執行の認可を受けようとする者は公園事業執行認可申請書（様式第二号）を知事に提出するものとする。

3 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、当該施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

4 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第五号、第六号、第七号ロ及び第十号に掲げる書類を、公共団体（条例第九条第二項に規定する公共団体をいう。第二十条及び第二十一条において同じ。）が執行する公園事業にあつては第六号から第十号までに掲げる書類を除く。

一 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面並びに工事の施工によって発生する廃材又は残土の処理の方法を明らかにした書類

五 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

六 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに收支予算書

七 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

ロ 直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）

八 個人にあつては、住民票の写し

九 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十 事業資金を調達することができることを証する書類

十一 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定に

より土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

- 一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第六条 条例第九条第七項の規定による変更の同意を得ようとする者は公園事業の内容の変更協議書（様式第三号）を、同項の規定による変更の認可を受けようとする者は公園事業の内容の変更認可申請書（様式第四号）を知事に提出するものとする。ただし、建築物の内部の構造の変更であつて軽易なもの及び第十五条各号に掲げる行為に該当するものについては、この限りでない。

2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第四項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、変更に係る同項第三号から第十一号までに掲げる書類とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第七条 条例第九条第九項の規定による届出をしようとする者は、公園事業の内容の軽微な変更届（様式第五号）を知事に提出するものとする。

(承継の同意又は承認の申請)

第八条 条例第十二条第一項の規定による承継の同意を得ようとする者は法人の合併（分割）による公園事業の承継協議書（様式第六号）に、同項の規定による承継の承認を受けようとする者は法人の合併（分割）による公園事業の承継承認申請書（様式第七号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 二 第四条第四項第一号、第二号及び第九号に掲げる書類
 - 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 2 条例第十二条第二項の規定による相続の承認を受けようとする者は、相続による公園事業の承継承認申請書（様式第八号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
- 一 第四条第四項第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる書類
 - 二 被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第九条 条例第十二条の規定による届出をしようとする者は、公園事業の休止（廃止）

届（様式第九号）に第四条第四項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

（同意又は認可の失効の届出）

第十条 条例第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、条例第九条第二項の同意が失効した者にあつては公園事業の執行同意失効届（様式第十号）に、同条第三項の認可が失効した者にあつては公園事業の執行認可失効届（様式第十一号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 一 第四条第四項第一号及び第二号に掲げる書類
- 二 他の法令の規定による行政手続の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

（国の機関に係る協議）

第十二条 国の機関は、条例第九条第一項ただし書の規定により公園事業を執行しようとするときは、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。

（特別地域内における行為の許可申請書）

第十三条 条例第十九条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 条例第十九条第三項第一号に掲げる行為の許可申請 特別地域内工作物の新（改・増）築許可申請書（様式第十二号）
- 二 条例第十九条第三項第二号に掲げる行為の許可申請 特別地域内木竹の伐採許可申請書（様式第十三号）
- 三 条例第十九条第三項第三号に掲げる行為の許可申請 特別地域内木竹の損傷許可申請書（様式第十四号）
- 四 条例第十九条第三項第四号に掲げる行為の許可申請 特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書（様式第十五号）
- 五 条例第十九条第三項第五号に掲げる行為の許可申請 特別地域内水位（水量）に増減を及ぼす行為許可申請書（様式第十六号）
- 六 条例第十九条第三項第六号に掲げる行為の許可申請 特別地域内汚水（廃水）排出許可申請書（様式第十七号）
- 七 条例第十九条第三項第七号に掲げる行為の許可申請 特別地域内広告物の設置等許可申請書（様式第十八号）
- 八 条例第十九条第三項第八号に掲げる行為の許可申請 特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書（様式第十九号）
- 九 条例第十九条第三項第九号に掲げる行為の許可申請 特別地域内水面の埋立（干拓）許可申請書（様式第二十号）
- 十 条例第十九条第三項第十号に掲げる行為の許可申請 特別地域内土地の形状変更許可申請書（様式第二十一号）
- 十一 条例第十九条第三項第十一号に掲げる行為の許可申請 特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書（様式第二十二号）
- 十二 条例第十九条第三項第十二号に掲げる行為の許可申請 特別地域内木竹以外の植物の植栽（播種）許可申請書（様式第二十三号）
- 十三 条例第十九条第三項第十三号に掲げる行為の許可申請 特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書（様式第二十四号）

十四 条例第十九条第三項第十四号に掲げる行為の許可申請 特別地域内動物の放出
(家畜の放牧) 許可申請書(様式第二十五号)

十五 条例第十九条第三項第十五号に掲げる行為の許可申請 特別地域内工作物等の
色彩変更許可申請書(様式第二十六号)

十六 条例第十九条第三項第十六号に掲げる行為の許可申請 特別地域内指定区域へ
の立入許可申請書(様式第二十七号)

十七 条例第十九条第三項第十七号に掲げる行為の許可申請 特別地域内車馬(動力
船・航空機)の使用(着陸) 許可申請書(様式第二十八号)

2 前項各号に掲げる申請書には、次の各号に掲げる書類のうち申請内容を明らかにするために必要と認められるものを添付しなければならない。

一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然
色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構
造図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の修
景図

五 その他行為の施行方法を明らかにするために必要な書類

3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画である道路の新築(条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、第一項各号に掲げる申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに
特質

二 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用

三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合
にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観
の保護の観点から比較した結果

4 知事は、第一項各号に掲げる申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為
が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を
確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載し
た書類その他知事が必要と認めた書類の提出を求めることができる。

(特別地域内における行為の届出)

第十三条 条例第十九条第五項の規定による届出をしようとする者は特別地域内行為着
手済届出書(様式第二十九号)を、同条第六項の規定による届出をしようとする者は
特別地域内非常災害応急措置届出書(様式第三十号)を知事に提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければなら
ない。ただし、条例第十九条第六項の規定による届出の場合にあつては、行為の場所を
明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図を添付すれば足りる。

(土地所有者等との協議)

第十四条 知事は、条例第十九条第三項第十六号の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十五条 条例第十九条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 条例第十九条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。第五十七号において同じ。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 九 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- 十 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（どう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同

じ。) の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

十一 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。

十二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

十三 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。

十四 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

十五 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

十七 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

十八 宅地の木竹を伐採すること。

十九 自家用のために木竹を択伐すること（塊状択伐することを除く。）。

二十 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

二十一 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

二十二 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

二十三 牧野改良のために茨、かん木等を除去すること。

二十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

二十五 宅地の木竹を損傷すること（条例第十九条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷することに限る。次号から第四十三号までにおいて同じ。）。

二十六 自家用のために木竹を損傷すること。

二十七 農業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十八 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十九 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

三十一 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十二 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十三 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十四 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものと含む。）を損傷すること。

- 三十六 岡山県希少野生動植物保護条例（平成十五年岡山県条例第六十四号）第十三条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、同条例第八条第一項に規定する指定希少動植物に係るものを損傷すること。
- 三十七 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（第八十六号において「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 三十八 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（第八十七号において「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業、同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業又は同条第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 三十九 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 四十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 四十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 四十二 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- 四十三 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 四十四 宅地内の土石を採取すること。
- 四十五 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四十六 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- 四十七 宅地又は田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
- 四十八 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
- 四十九 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 五十 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 五十一 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
- 五十二 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 五十三 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

五十四 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。

五十五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

五十六 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

五十七 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

五十八 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

五十九 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六十 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。

六十一 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

六十二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

六十三 漁港漁場整備法第三十四条一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

六十四 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

六十五 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

六十六 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に

集積し、又は貯蔵すること。

六十七 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

六十八 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

六十九 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

七十 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

七十一 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

七十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

七十三 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

- 七十四 宅地内にある植物で、条例第十九条第三項第十一号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 七十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものも含む。）を採取し、又は損傷すること。
- 七十六 岡山県希少野生動植物保護条例第十三条第一項の規定による知事の許可に係る植物であつて、同条例第八条第一項に規定する指定希少野生動植物に係るものを探取し、又は損傷すること。
- 七十七 農業を営むために条例第十九条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。
- 七十八 森林の整備及び保全を図るために条例第十九条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 七十九 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十九条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。
- 八十 宅地に木竹を植栽すること。
- 八十一 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- 八十二 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を探取し、若しくは損傷すること。
- 八十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものも含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を探取し、若しくは損傷すること。
- 八十四 岡山県希少野生動植物保護条例第十三条第一項の規定による知事の許可に係る動物であつて、同条例第八条第一項に規定する指定希少野生動植物に係るものを探取し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を探取し、若しくは損傷すること。
- 八十五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を探取し、若しくは損傷すること。
- 八十六 自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を探取し、若しくは損傷すること。
- 八十七 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業、同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業、又は同条第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を探取し、若しくは損傷すること。
- 八十八 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を探取すること。
- 八十九 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 九十 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十九条第三項第十四号の知事

が指定するものに限る。次号及び第九十二号において同じ。) を放つこと(条例第十九条第三項第十四号の知事が指定する区域内において放つものに限る。次号及び第九十二号において同じ。)。

九十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

九十二 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

九十三 家畜を係留放牧すること(条例第十九条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)。

九十四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下この号において「園内移動用施設である索道等」という。)及び同法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合におけるその高さが十三メートルを超える、又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、その高さが十三メートル又はその水平投影面積が千平方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)。

九十五 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

九十六 農業を営むために立ち入ること。

九十七 森林の保護管理のために立ち入ること。

九十八 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

九十九 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

百 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。

百一 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

百二 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

百三 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

百四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜

地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

百五 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

百六 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

百七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

百八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

百九 条例第十九条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

百十 条例第十九条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

百十一 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

百十二 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

百十三 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百十四 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

百十五 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百十六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百十七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百十八 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百十九 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十二 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内に

おいて動力船を使用すること。

百二十三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

百二十四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十五 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。ニにおいて「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

百二十六 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第十六条 条例第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる届出の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる届出書を知事に提出するものとする。

- 一 条例第二十一条第一項第一号に掲げる行為の届出 普通地域内工作物の新（改・増）築届出書（様式第三十一号）
 - 二 条例第二十一条第一項第二号に掲げる行為の届出 普通地域内水位（水量）に増減を及ぼす行為届出書（様式第三十二号）
 - 三 条例第二十一条第一項第三号に掲げる行為の届出 普通地域内広告物の設置等届出書（様式第三十三号）
 - 四 条例第二十一条第一項第四号に掲げる行為の届出 普通地域内水面の埋立（干拓）届出書（様式第三十四号）
 - 五 条例第二十一条第一項第五号に掲げる行為の届出 普通地域内鉱物の掘採（土石の採取）届出書（様式第三十五号）
 - 六 条例第二十一条第一項第六号に掲げる行為の届出 普通地域内土地の形状変更届出書（様式第三十六号）
- 2 前項の届出書には、第十二条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(工作物の基準)

第十七条 条例第二十一条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 高さ三十メートル
- 四 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- 五 ダム 高さ二十メートル
- 六 鋼索鉄道 延長七十メートル
- 七 索道 傾斜直長六百メートル又は起点と終点との高低差二百メートル
- 八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- 九 遊戯施設（建築物を除く。）高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十八条 条例第二十一条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十五条第一号から第十七号まで、第四十五号から第四十八号まで、第五十九号から第六十三号まで、第九十四号又は第九十五号に掲げる行為
- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のものを新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
- 五 宅地内の鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。
- 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。
- 七 鉱物を掘探し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超える、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
- 八 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- 十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十二 養浜のために土地の形状を変更すること。
- 十三 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超える、かつ、^{のり}高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
- 十四 前条に規定する基準を越える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後ににおいて同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 十五 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲

出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。ニにおいて「工作物の新築等」という。）。

- イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- ロ 風景の維持のために行われる措置の内容
- ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨
- 十七 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築し、又は物を係留すること。
- 十八 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- 十九 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為
- 二十 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等）

第十九条 条例第十九条第三項の規定による許可を受けた行為又は条例第二十一条第一項の規定による届出を完了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十二条第二項及び第三項又は第十六条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類（以下この条において「添付書類」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたもの添付すれば足りる。

- 2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。
- 3 第一項に該当するもののほか、条例第十九条第三項の規定による許可の申請又は条例第十九条第五項若しくは条例第二十一条第一項の規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

（生態系維持回復事業の確認）

第二十条 公共団体が、条例第二十七条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画（条例第二十六条第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。次条第二号において同じ。）に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第二十一条 県及び公共団体以外の者が、条例第二十七条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第二十二条 条例第二十七条第四項の規定による確認を受けようとする者は生態系維持回復事業確認申請書（様式第三十七号）を、同項の規定による認定を受けようとする者は生態系維持回復事業認定申請書（様式第三十八号）を知事に提出するものとする。

2 条例第二十七条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第二十七条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第三十九号）

(変更の確認又は認定の申請)

第二十三条 条例第二十七条第六項の規定による変更の確認を受けようとする者は生態系維持回復事業変更確認申請書（様式第四十号）を、同項の規定による変更の認定を受けようとする者は生態系維持回復事業変更認定申請書（様式第四十一号）を知事に提出するものとする。

2 条例第二十七条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、変更に係る前条第三項各号に掲げる書類とする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第二十四条 条例第二十七条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

2 条例第二十七条第九項の規定による届出をしようとする者は、生態系維持回復事業の内容の軽微な変更届（様式第四十二号）を知事に提出するものとする。

(風景地保護協定の基準)

第二十五条 条例第三十条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていないなければならない。

二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下この号において「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。

- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用道路、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(風景地保護協定の公示)

- 第二十六条 条例第三十一条第一項（条例第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。
- 一 風景地保護協定の名称
 - 二 風景地保護協定区域
 - 三 風景地保護協定の有効期間
 - 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
 - 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
 - 六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結等の公示)

- 第二十七条 前条の規定は、条例第三十三条（条例第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

- 第二十八条 条例第三十六条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。
- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
 - 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 十分な活動実績を有していることその他条例第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
 - 四 営利を目的としないことその他条例第三十七条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(証明書の様式)

- 第二十九条 条例第十五条第二項、第二十三条第三項、第二十五条第三項又は第四十二

条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、身分証明書（様式第四十三号）による。

（損失補償請求）

第三十条 条例第四十三条第二項の規定により損失の補償を請求しようとする者は、補償請求書（様式第四十四号）を知事に提出しなければならない。

（土地買入れの手続）

第三十一条 条例第四十四条第一項の規定により土地買入れの申出をしようとする者は、土地買入申出書（様式第四十五号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第22号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成10年規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成12年規則第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第140号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第20号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第72号）

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際に現に交付されている旧規則様式第31号(3)による証明書は、

その有効期間内においては、この規則による改正後の岡山県立自然公園条例施行規則の規定による証明書とみなす。

附 則（平成17年規則第42号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第四条第六号イ、第九条第二項第三号及び様式第三十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第84号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の岡山県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正前の岡山県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）に基づく承認、承認の申請、届出、条件及び命令（以下「旧規則に基づく承認等」という。）は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則に基づく承認等については、旧規則第十四条及び第十五条の規定は、なおその効力を有する。

- 4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 5 この規則の施行の際に交付されている旧規則様式第三十一号による証明書は、当分の間、第二条の規定による改正後の岡山県立自然公園条例施行規則様式第四十三号による証明書とみなす。